

福障福第 1656 号

令和 6 年 2 月 5 日

市内障がい者支援施設 施設長様
市内障がい福祉サービス事業所 管理者様
市内障がい者相談支援事業所 管理者様

福岡市福祉局障がい福祉課長

令和 5 年度末で経過措置期間を終了する令和 3 年度報酬改定における
改定事項について【重要】

平素より、障がい福祉行政にご理解及びご協力いただきお礼申し上げます。

令和 3 年度障害福祉サービス報酬改定に係る別紙に記載の改定事項（**業務継続計画関係、感染症対策関係**）については、令和 5 年度末（令和 6 年 3 月 31 日）をもって経過措置が終了し、**令和 6 年 4 月 1 日から義務化**されます。

これらの事項については、**令和 6 年度以降、指導・監査の対象**となりますので、各事業所におかれましては、遺漏なくご対応いただくようお願いいたします。

なお、**業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減額する方向性が国から示されております**ことを念のために申し添えます。

(送付資料)

(別紙) 令和 3 年度障害福祉サービス報酬改定の改定事項

以上

【問合せ先】

福岡市福祉局障がい福祉課

指定指導第 1 係、第 2 係

グループホーム整備推進係

TEL:092-711-4249 FAX:092-711-4818

改定事項①業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続してサービスを受けられるよう、事業者の取組みとして、①サービスの提供を継続的に実施するための計画(業務継続計画)の策定、②定期的な研修及び訓練の実施、③定期的な業務継続計画の見直しが義務付けられました。(他のサービス事業者との連携により行うことも差し支えない)。令和6年3月31日をもって経過措置が終了し、**令和6年4月1日から義務化**されます。

① 業務継続計画の策定の義務化

○**業務継続計画**とは、感染症や災害が発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画です。

○業務継続計画には、以下の項目等の記載が必要です。

◆**感染症**に係る業務継続計画

…平時からの備え、初動対応、感染拡大防止体制の確立

◆**災害**に係る業務継続計画

…平常時及び緊急時の対応、他施設及び地域との連携

各項目の記載内容については、厚生労働省資料「[障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン](#)」及び「[障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン](#)」を参照してください。

③ 業務継続計画の定期的な見直し

業務継続計画は**定期的に見直し**を行い、必要に応じて変更してください。

② 定期的な研修・訓練の実施の義務化

○従業員に対して**業務継続計画について周知**するとともに、**必要な研修及び訓練の定期的な実施(年1回以上)**が義務化されます。

(※障がい児入所施設は、「**年2回以上**」の実施)

○研修の実施内容についても**記録**してください。

○訓練(シミュレーション)は、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実施する支援の演習等を実施してください。

○感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施しても差し支えありません。

★ 参考資料

●業務継続計画作成支援に関する研修動画

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00003.html

●障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

●障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

改定事項②感染症対策の強化

感染症又は食中毒の発生及びまん延の防止等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者の取組みとして、

①感染対策委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底、②指針の整備、③定期的な研修・訓練の実施が義務

付けられました。令和6年3月31日をもって経過措置が終了し、**令和6年4月1日から義務化**されます。

① 感染対策委員会の定期開催及び結果の従業員周知徹底の義務化

- 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)を指します。(テレビ電話装置等を活用して行うことも可能)
- 感染対策委員会の定期的な開催(おおむね3月に1回)及び、検討結果を従業員に対し、周知徹底を図ることが義務化されます。
- 感染対策委員会の活動内容等について、厚生労働省資料「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」を参考にすること。

③ 定期的な研修・訓練の実施

- 従業員に対して、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施(年2回以上)が義務化されます。
- 研修は、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」等を活用し、事業所内で行うものでも差し支えありません。
- 訓練は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地での訓練を適切に組み合わせて実施してください。

② 指針の整備

- 事業所における感染症及び食中毒
- .3の予防及びまん延の防止のための指針の整備が義務化されます。
- 指針には、平常時の対策と、発生時の対応を規定する必要があります。
- それぞれの項目の記載内容の例については、厚生労働省資料「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」も踏まえて検討してください。

★ 参考資料

- ◆「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」(厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
☞必要な感染症の知識や対応方法等がまとまっています。
- ◆「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」(MS&AD インターリスク総研株式会社)
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html
☞感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための指針を作成する際に参考となります。